

麻績地区活性化計画

長野県麻績村

平成19年8月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	農産物直売施設整備			計画期間(※2)	平成19年度～平成21年度
都道府県名	長野県	市町村名	麻績村	地区名(※1)	麻績地区

目標 : (※3)

農林水産物直売・食材提供供給施設を整備するにあたり、家畜農家から排出される糞尿と家庭や企業から排出される、食物残渣の資源を生かした堆肥化施設において生産した土壌改良剤を組合せ、安全で安心な有機農産物を栽培し、「食の安全」をセールスポイントとした農産物の直接販売することにより、地域農産物の販売額の増加を図り、農業所得の増大と農業経営の安定及び都市住民との交流を図ることとする。具体的な数量目標として、地域産物である米、りんご、山菜などの販売額を55%増加を目指す。また、都市住民との交流については、農林水産物直売・食材提供供給施設を拠点として村内外のイベントに積極的に参加し、安全でおいしい農産物のPR及び販売を通じて地域間交流を図っていくことを目指す。

目標設定の考え方

地区的概要:

麻績村は長野県の中部に位置し、聖山山麓の南斜面部を中心に形成されており、村内を流れる麻績川及びその支流に沿って展開する標高550m～900mの盆地に集落や農地が散在している農山村地帯である。気候は全般的に寒暖の差が大きく降雨量の少ない内陸性気候である。村には中央道と上信越自動車道を結ぶ長野自動車道麻績インターチェンジやJR篠ノ井線聖高原駅などがあり、古くから交通の要衝として位置している。農業は兼業農家が大部分で水稻を中心とした畠作、果樹、菌草類等の複合経営が主である。近年、若者の流出により担い手不足と高齢化が進むとともに農地の荒廃化も目立ち始めて深刻化している。

現状と課題

麻績村は近年兼業化が進むとともに、農業労働力は若年層をはじめ基幹的労働力が他産業へ大量に流出し、次世代の農業を担う後継者の減少が続いている。また、本村においても近年の農業は農薬や化学肥料に依存している現状であり、消費者ニーズの高まりの中で、安全で安心な農産物の生産が望まれている。

このような中で、麻績村では平成17年度より豊かな自然環境と持続的な畜産経営との調和した村づくりに向け、村が整備した堆肥化施設において、家庭や企業から排出される食品残渣を土壌改良剤に換え、畜産農家から排出される堆肥と混ぜ合わせ、土にやさしい地域循環型社会の構築を進めている。

また、平成16年度には、生産者を中心に「あさつゆ直売組合」が設立され、村内外の消費者へ農産物の直接販売とふれあい交流により、地域社会の活性化と農業者等の所得向上を図ることを目的に活動している。現在の組合員数は84名で、本村の農家の約17%が組合員になっている。

これまで本村では、麻績ICの開設に伴い、都市部と農山村とのアクセスの良さと、聖高原を中心とする観光地を生かした都市住民との交流に重点をおき、体験施設や特産物の加工施設等の活性化施設の整備を進めてきた。しかし、観光事業全体が低迷する中で、農山村の地域資源や魅力を十分に活かしている状況とはいえず、今後、如何に農家や地域の活性化を図っていく

今後の展開方向等(※4)

現状をふまえ、農業振興地域整備計画の適正な運用と優良農地の確保を図り、比較的土条件の良い農地については重点的な復元に努め、中核農家への利用集積を図るとともに、農地の集團化、作業の共同化を進める。

土壌改良剤を活用した畠作を始めた結果、生産者の関心も高まり、家畜糞尿等から生産された堆肥を利用した米や野菜作りが浸透つつある。消費者の求めている安全で安心な農産物が供給出来つつあるので、この生産を拡大する。

また、「あさつゆ直売組合」が村内外や県外へのイベント等へ積極的に参加しているので、この活動の拠点となる農林水産物直売・食材提供供給施設を整備し、農産物等の販売を拡大する。併せて農産物や村のPRやふれあい交流等の活動をさらに進める。

そこで、平成17年度より取り組みを行っているまちづくり交付金事業と併せ、麻績IC近くに観光案内所と農林水産物直売・食材提供供給施設を整備し、豊かな自然環境と歴史的な財産を守り育て、安全な農産物を生産し、真心と情熱を大切にする村づくりを行い、農業所得の増大と農業経営の安定及び都市住民との交流を図ることにより、中山間地域の活性化を目指すこととする。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
麻績村	麻績地区	地域資源活用総合交流促進施設(農林水産物直売・食材提供)	麻績村	有	/\	

(2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
麻績村	麻績地区	農山漁村活性化施設整備附帯事業	麻績村	有	

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

麻績地区(長野県麻績村)	区域面積	34.3ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積34.3haのうち農林地面積は27.5haで80%を占め、25%が農林業従事者であり、農林業が重要な地域である。		
②法第3条第2号関係: 人口の減少(H12→H17で4.4%減)、農林漁業者の高齢化傾向からみて、活性化のために交流を進めることが重要な地域である。		
③法第3条第3号関係: 人口3,189人(平成17年)に対し、区域面積34.38km ² と人口密度92.8人/Km ² と低く、住宅の集中地域においては商店が複数含まれるもの農地保有者が大多数であり、市街地を形成している地区は含んでいない。		

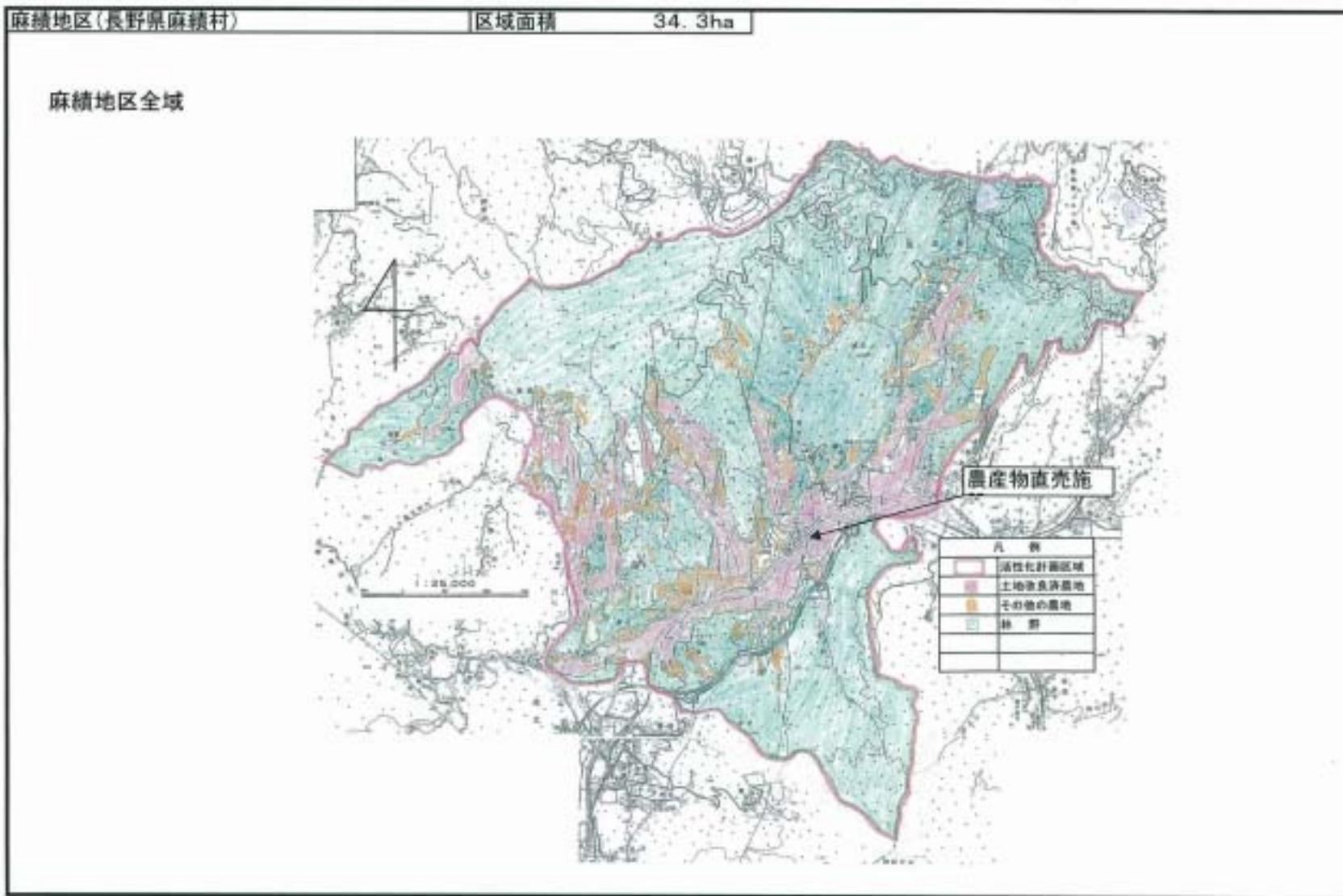
【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別表にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

3 活性化計画の区域



6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

村は、運営主体である「あさつゆ直売組合」に、指定管理者として管理運営を委託して、毎事業年度終了後に収支報告書の提出を求めるものとし、活性化計画終了年度の平成22年4月に21年度収支報告書の提出を求め、村と県で評価を行うものとする。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。